

さがみはら青少年チャレンジ応援事業

若者による独創的な事業を募集します！

「相模原の地域資源」を活用し、若者が主体となる、若者ならではの独創的な事業に対し、審査のうえで最大30万円の補助金を交付します。

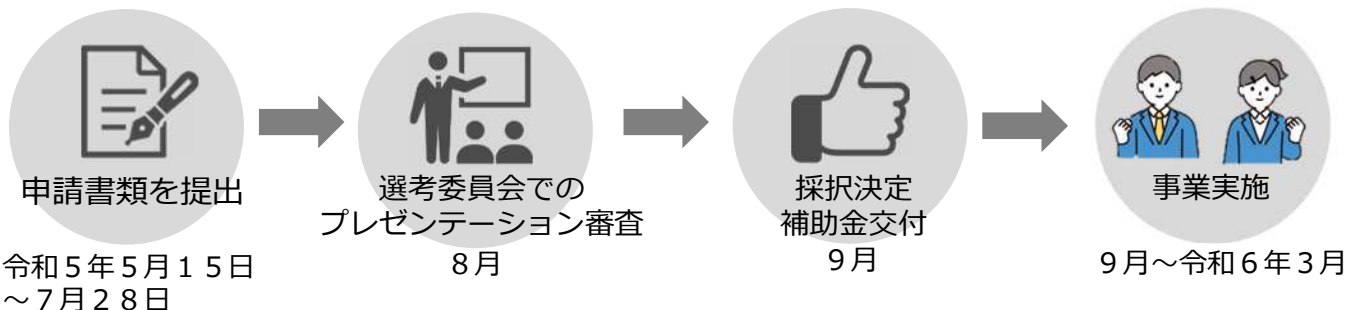
今回、令和5年度の募集を開始しました。

1. 募集内容

事業名称	さがみはら青少年チャレンジ応援事業
対象団体	(1) 令和6年4月1日までに16歳から31歳までの年齢となる青少年のみで構成される団体であること。 (2) 団体の構成員が5人以上であり、構成員の3分の2以上が市内在住者（市内に在学し、在勤する者を含む。）であること。 (3) 団体の代表者が申請時に成人であること。 等
対象事業	(1) 申込団体により主体的に実施される事業であること。 (2) 市の地域資源を活用して実施される事業であること。 (3) 市内で実施される事業であること。 等
補助内容	補助対象経費の90パーセント ただし、団体の構成員の3分の2以上が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する生徒・学生の場合は、補助率を100パーセントとする。
補助限度額	最大30万円

※対象団体等の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

2. 申請手順



3. 申請方法

申請書類（事業採択申請書、事業計画書、収支予算書、団体の概要書）を作成の上、青少年学習センター窓口かメールでご申請ください。

申請書類は、市ホームページからダウンロードしてください。



URL:<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/seisyonen/1006601/1025340.html>
市ホームページ

4. 申請先

〒252-0207 相模原市中央区矢部新町3-15

相模原市子ども・若者未来局子ども・若者支援課青少年学習センター

メール：seisyonen-center@city.sagamihara.kanagawa.jp

5. 過去の採択事例

- ・ダンスサークルでは、衣装やチラシの制作費、当日の会場費を対象経費として、発表会を開催しました。
- ・紙芝居を使ったパフォーマンスを行うボランティア団体では、活動に必要な消耗品費や会場への交通費、宣伝のためのチラシの印刷代を対象経費として、ボランティア活動を行いました。

問い合わせ先
青少年学習センター
電話 042-751-0091(直通)

【別紙】

1. 対象団体

補助の対象となる団体(以下「団体」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 令和6年4月1日までに16歳から31歳までの年齢となる青少年のみで構成される団体であること。
- (2) 団体の構成員が5人以上であること。
- (3) 団体の代表者が申請時に成人あること。
- (4) 構成員の3分の2以上が市内在住者(市内に在学し、在勤する者を含む。)であること。
- (5) 政治的又は宗教的な活動を行う団体でないこと。
- (6) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (7) 法令に違反する活動を行う団体でないこと。

2. 対象事業

補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 申込団体により主体的に実施される事業であること。
- (2) 市の地域資源を活用して実施される事業であること。
- (3) 市内で実施される事業であること。
- (4) 公共的・公益的な事業であること。
- (5) 営利を目的とした事業でないこと。
- (6) 政治的又は宗教的な事業でないこと。
- (7) 施設等の建設又は整備を目的とする事業でないこと。
- (8) 国及び地方公共団体若しくはその外郭団体による他の補助制度の対象とならない事業であること。
- (9) 法令に違反する事業でないこと。

3. 補助内容

補助対象経費	補助率及び補助限度額
宣伝費、広告印刷費、広告配布費、講師等謝金、講師等旅費、会場使用料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、物品等制作費、消耗品費、機器借上料、会議費(茶・菓子以外の飲食に係る経費を除く。)、通信費、視察費(飲食に係る経費を除く。)、材料費(模擬店の材料費は除く。)、設営費、警備費、保険料、手数料、行事費(売上げに付随する景品類を除く。)、謝礼費、活動費	90パーセント以内で30万円を上限とする。 ただし、団体の構成員の3分の2以上が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する生徒・学生の場合は、補助率を100パーセントとする。

上記の費目によりがたい経費については、別途協議する。

備品の扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 購入価格が1万円以上のものは備品として扱い、原則としてリース対応とする。
- (2) リース対応が困難、又は、著しく不利益な場合のみ購入を認める。この場合、備品購入に対する補助額は、2分の1以内とする。

ただし、購入価格が3万円以上のものは、資産の形成に資する経費として扱い、補助の対象外とする。